

大学に求められるキャリア教育とは何か

The carrier education which is demanded in the university

小 磯 重 隆*

Shigetaka KOISO

〈要旨〉

キャリア教育は3つに分類することができる。「就職支援」「就業力のためのキャリア教育」「人間形成としてのキャリア教育」である。その範囲が幅広く、発言する人の思いによって、どのような内容か、何のための教育なのか、多様性に富むものである。大学設置基準の一部が改正(平成23年4月1日施行)され、大学には教育課程の内外を通じた社会的・職業的自立に関する指導等への取り組みが求められる。大学に求められるキャリア教育とは何か。具体的な内容が義務付けられているものではないが、大学の特色等に応じた多様な取組みを推進するものだという理解では足りない。「学生の持続的な就業力育成を目指し、豊かな人間形成と人生設計に資する」ことが重要であり、その内容は各大学自身が考えるべきものとされている。各大学において、教育全体の見直しと、育成を図る能力の明確化、適切な体制の整備を進めていくことが必要とされている。

キーワード：キャリア教育、職業教育、就職支援、大学設置基準改正、就業力の育成

〈はじめに〉

若者の就職や雇用環境が厳しさを増している。大学生の内定率・就職率は、就職氷河期の頃を下回るとも言われている。就学の間から社会に出る「就職」は重要な人生の節目であることは言うまでもない。弘前大学においても、学生就職支援センターや各学部、就職関連委員会及び教職員が日々、学生の支援を行っている。また、21世紀教育科目として「社会と私—仕事を通して考える」等、いわゆる『キャリア教育』科目が開講されている。

ひと口に「キャリア教育」といっても、大きく3つに分類して考える必要があると感じている。第一に「就職支援」、第二に「就業力のためのキャリア教育」、第三に「人間形成としてのキャリア教育」である。就職支援は、就職ガイダンスや自己分析、企業研究や履歴書・面接指導など就職に関する学生支援である。就業力は、職業観の涵養や働く意識形成、基礎能力・専門能力の育成が内容となる。人間形成は、あいさつやコミュニケーション能力を含みながら、若者が自らのアイデンティティを確立し、成長することを助ける教育と考えている。キャリアに関する教育は、明確に区分できるものではないし、言葉の定義にも馴染みにくい。人によって捉え方や悩みも異なるのではないだろうか。例えば、良い表現ではないが「最近の学生は〇〇なので…」と、人間形成についての悩みをキャリア教育に求める人も多い。人と直接会話するコミュニケーション力が足りないという人もいる。大学で学ぶべきものか、長期に渡って培うべきものか議論はあるが、色々な要素が「キャリア教育」に求められていると言える。

あるいは単純に、学生支援としての「就職支援」と、教育としての「キャリア教育」に2区分することも可能であろう。現在、学生就職支援センターでは、就職支援と就業力育成の一部を支援・教育して

*弘前大学学生就職支援センター
Hirosaki University Student Career Center

いる。しかし前述した通り、色々な要素が「キャリア教育」に求められている。「就職支援」は柔軟性をもって支援につなげられる。社会の雇用情勢に応じて新規の支援事業も行うことができる。一方、「教育」に関しては、大学の教育カリキュラムや組織体制に大きく関わり、今後の課題となっている。

1. 大学設置基準の改正

大学設置基準の一部が改正され、平成23年4月1日施行となる。各大学における教育課程の内外を通じた社会的・職業的自立に関する指導等への取り組みが求められるようになる。そのための実施体制整備推進も含まれる。新聞紙面でも報道され「職業指導が大学で義務化」と騒がれ混乱を生じた。就職指導が義務になると誤解された訳である。本来の内容は、学生の卒業後の自立のために、教育や学生支援が行われるよう、学内組織の連携と体制整備を求めるものである。そして各大学の特色等に応じた多様な取り組みが推進されるように留意し、全学的な実施体制の下、学生の就業力育成に係る取り組みが展開される環境が整備されることを求めている。

大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）

第42条の2 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

（公布：平成22年2月25日 施行：平成23年4月1日）

この改正は、大学に対し、自主的・自律的に、教育の内容と方法の改善に取り組むことを求めている。具体的な項目が義務になるものではないため、何をしなければならないか、各大学自身で考えることが求められているのである。

2. 大学設置基準に位置づける理念

中央教育審議会の大学分科会質保証システム部会は平成21年12月15日に審議経過概要¹⁾を次のように報告している。

「現在の厳しい雇用情勢や、学生の多様化に伴う卒業後の移行支援の必要性を踏まえ、学生が、それぞれの専門分野の知識・技能とともに、職業を通じて社会とどのように関わっていくのか、明確な課題意識と具体的な目標を持ち、それを実現するための能力を身につけられるようにすることが課題となっている。この点に関し、我が国の大学における認識や対応は、総じて抽象的であり、国際的な大学教育の動向に照らしても曖昧と言わざるを得ず、その結果、学生の卒業後の社会的・職業的自立という観点から、その教育と学生支援に十分取り組んできたとは言えないとの指摘もされている。そこで、大学の自主性・自律性や、それぞれの多様性を前提としつつ、すべての大学において、教育課程の内外を通じて、社会的・職業的自立に向けた指導等に取り組むため、その体制を整えることについて大学設置基準に位置づけることが求められる。」

設置基準の改正は、単に卒業時点の就職を目指すものではなく、生涯を通じた持続的な就業力の育成を目指し、豊かな人間形成と人生設計に資することを目的として行われるものであると説明されている。

3. キャリア教育・職業教育特別部会の報告

中央教育審議会のキャリア教育・職業教育特別部会は平成22年5月17日に「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（第二次審議経過報告）」²⁾を報告している。ここでは、発達の

段階に応じた体系的なキャリア教育の在り方について「後期中等教育における充実方策」「高等教育における充実方策」「生涯学習の観点に立ったキャリア形成支援の充実」をまとめている。

また、教育内容については「キャリア教育」と「職業教育」を次のように区分している。

『キャリア教育』：一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通じて、キャリア発達を促す教育
『職業教育』：一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる教育。

特に、大学に向けて「高等教育におけるキャリア教育・職業教育の充実方策」を丁寧に記載している（別表1参照）。大学は教育全体の見直しと、育成を図る能力の明確化、適切な体制の整備を進めていく必要があると述べられている。具体的には、①キャリア教育の方針を明確にすること、②全学で体系的・総合的にキャリア教育を展開すること、である。

実践的な職業教育の充実も課題とされている。具体的には、各学校の機能別分化と人材養成目的の明確化が示された。職業実践的な教育に特化した枠組みとして、大学等とは別の学校を高等教育機関として整備する検討に踏み込んでいる。制度設計や質保証の在り方も含め、今後更に具体的に検討するものとしている。これは職業教育の重要性を踏まえた高等教育システム全体の見直しにかかわる提言である。「大学等とは別の…」とされたことから、すでに多くの議論を呼んでいる。

キャリア教育と職業教育をどう区分して教育制度を考えるか、難しいテーマである。大学に求めるキャリア教育について、社会的・職業的自立のために必要な“基盤となる能力の養成”が課題であり、各大学で方針を明確にし、全学で体系的・総合的に展開する点については、大学設置基準の改正で求められる内容を含んだ提言と言える。

4. 日本学術会議「大学教育の分野別質保証の在り方について」

文部科学省高等教育局長から学術会議会長宛てに、「大学教育の分野別質保証の在り方に関する審議について」と題する依頼があり、平成22年7月22日に回答³⁾が報告された。第一部「分野別の質保証の枠組みについて」、第二部「学士課程の教養教育の在り方について」、第三部「大学と職業との接続の在り方について」と三部構成の報告となっている。

“学士課程において、一体学生は何を身に付けることが期待されるのか”という問いに対して、専門分野の教育という側面から、各分野に固有の特性と、「学士力」が求める普遍性との双方を踏まえつつ、一定の見解を提示する枠組みを構築するとしている。これを「教育課程編成上の参照基準」として、今後各大学に提供していく予定であるという。学生に身に付けさせることに関しては、専門分野の細かな知識や能力を数多く列挙するのではなく、将来にわたって職業人あるいは市民として世界と関わっていくための基礎となり基本となるようなものを重視し、専門教育と教養教育との関係の多様性や、大学の設置形態の多様性も考慮し、各大学の自主性・自律性が十分に尊重されるべきものであるとしている。

第三部「大学と職業との接続の在り方について」では、若者が直面する就職問題や日本的雇用システムと大学教育、大学と職業との接続の機能不全に触れ、大学教育の職業的意義の向上が必要だと述べられている。先の教育課程編成上の参照基準は、大学教育の職業的意義の向上に重要な役割を果たすものだとしている。

(別表1)

高等教育におけるキャリア教育・職業教育の充実方策 (抜粋)

中央教育審議会キャリア教育・職業教育特別部会
第二次審議経過報告 平成22年5月17日

1. 高等教育段階におけるキャリア教育・職業教育の課題

- ・実際の社会・職業への移行を見据えたキャリア教育・職業教育の改善と充実が課題。
- ・企業における人材育成の在り方の変化、人材をめぐる国際競争の激化、経済・社会情勢の激しい変化や価値観の多様化が進む現在の状況等を背景として、実践的な職業教育の充実、社会的・職業的自立のために必要な基盤となる能力の養成が課題。
- ・「社会的・職業的自立に関する指導等」が大学設置基準等に位置づけられる(平成23年4月施行)ことを踏まえ、各大学・短期大学は、教育全体の見直しと、育成を図る能力の明確化、適切な体制の整備を進めていく必要。

2. 高等教育段階におけるキャリア教育の在り方と充実の方向性

(1) 高等教育段階におけるキャリア教育の基本的考え方

- ・高等教育段階では、後期中等教育における目標の達成を前提に、キャリア教育を充実。

(2) 高等教育段階におけるキャリア教育の取り組み

- ・既に意欲的な取り組みもあり、その取り組みの視点を分類すると、次のようなものが見られる。
 - ①入学前段階や入学初年次における、後期中等教育からの円滑な接続や学びへの意欲を向上するための教育上の配慮
 - ②教育課程の中に位置付けられたキャリア教育
 - ③入学から卒業までを見通したキャリア教育
 - ④身に付けるべき能力の明確化と到達度の評価
 - ⑤一人一人のキャリア形成に応じた支援
 - ⑥男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育
 - ⑦後期中等教育と高等教育の連携

(3) 高等教育段階におけるキャリア教育の推進方策

- ・各高等教育機関は、各機関の教育機能及び各学校の教育方針を踏まえ、キャリア教育の方針を明確にし、教職員の理解の共有を図った上で、学生・生徒一人一人の状況にも留意しながら、教育課程内外を通じて全学で体系的・総合的にキャリア教育を展開。
- ・体験的な学習活動を通じて知識・技能を身に付けさせるとともに、学生・生徒の能動的な学習を促進し、社会的・職業的自立の意識の確立が中心的な課題。また、具体的な職業・職業分野を意識した専門教育の中で、職業・職業分野に円滑に移行するための専門的な知識・技能の獲得が求められる。

(4) 各学校種別に留意すべきキャリア教育の在り方

- ①大学・短期大学
 - ・生涯を通じた持続的な就業力の育成を目指し、教育課程内外を通じて社会的・職業的自立に向けた指導等を取組。適切な体制整備等について大学設置基準等に位置づけられることを踏まえ、今後、各大学において効果的に取組が進められ、好事例の情報共有を期待。
- (※以下、短期大学、高等専門学校、専門学校の記載は省略)

3. 高等教育における職業教育の在り方と充実の方向性

(1) 高等教育における職業教育の課題

- ・進学率の上昇、企業の人材育成の在り方の変化、生涯を通じた個人の職業的能力の修得の要請、国際競争力の向上等の状況を踏まえた、実践的な職業教育の充実。

(2) 高等教育における職業教育の充実のために必要な視点

- ・人材育成に関する高等教育機関の役割の見直しと、職業教育の重要性を踏まえた高等教育の展開。
- ・職業教育の観点から各高等教育機関が果たす役割・機能の明確化と、それぞれの特性を活かした職業教育の充実。
- ・教育界と産業界の連携・対話による職業教育の充実。

4. 各高等教育機関における職業教育の充実と、職業実践的な教育に特化した枠組みの整備

(1) 各高等教育機関における職業教育の現状と課題

①大学・短期大学

・各学校の機能別分化、その機能を踏まえた養成人材像の明確化、専門分野と職業との関係を踏まえた職業教育の質の確保が課題。また企業等と連携した実践的な教育の展開が期待。

・職業上求められる専門的知識・技能が多様化・高度化する中、生涯学習ニーズへの対応や、社会人の継続教育・再教育ニーズに応じていくことが重要。

(※以下、高等専門学校、専門学校の記載は省略)

(2) 各高等教育機関における職業教育の充実の方向性

①大学・短期大学

・各学校の機能別分化と人材養成目的の明確化をはかりつつ、これを踏まえた職業教育の充実。

・職業に必要な能力習得のための実践的な教育の展開、特に長期インターンシップの実施や産学連携パートナーシップのような取組等、産業界等との連携により、産学双方の課題と役割分担の明確化とその共有を図った上で、教育内容や人材交流の在り方等を検討。

・職業上求められる能力をいつでも身に付けられるよう、社会人の学修機会の充実等生涯学習ニーズ等への対応。

(※以下、高等専門学校、専門学校の記載は省略)

(3) 職業実践的な教育に特化した枠組みの必要性

・各高等教育機関における職業教育の充実に向けた取組の支援の一方、次のような観点から、職業教育の重要性を踏まえた高等教育システム全体の見直しが求められている。

①職業実践的な学校教育を通じて人材育成・キャリア形成を行う高等教育機関の整備促進

②社会から求められる人材育成ニーズへの積極的な対応

③高等教育全体における職業教育システムの構築

・この要請にこたえるため、「職業実践的な教育に特化した枠組み」の整備の検討が必要。

(4) 職業実践的な教育に特化した枠組みのイメージ

◇目的について、職業との関連性を重視した実践的な教育を通じて、実践的・創造的な職業人を育成するプログラム。

◇教育課程は、実験、実習等の割合を重視(例えば4～5割)、インターンシップの義務付け、教育課程編成における企業等との連携の制度的確保など。

◇教員資格・教員構成は、実務卓越性(実務知識・経験の有無、職業資格等)を重視。

(5) 具体的な制度化の検討

・このような教育プログラムの枠組みを制度していくこととした場合、現行の大学・短期大学等と別の学校として検討することが適当と考えられる。この検討に当たっては、高等教育機関としての質保証が重要であることも踏まえつつ、制度設計や質保証の在り方について、今後更に具体的に検討。

5. 学校種を通じた職業教育の充実のための方策・質保証の在り方

・大学・短期大学・高等専門学校・専門学校における職業教育に係る優れた取組等を支援する仕組みなどを検討。職業教育の質の保証・向上を図るため、必要とされる職業能力の明確化と、その能力修得に必要な学習・教育内容を明確化・体系化し、そのような教育プログラムを評価し質の保証を図るためのシステムの構築が必要。

(※下線部は筆者が追記した)

この日本学術会議の回答は新聞紙上でも取り上げられ、「新卒」要件の緩和として、「卒業後3年間は、若年既卒者に対しても新卒一括採用の門戸が開かれること」を社会に求めたことが話題となった。回答はこの点を強調したものではないが、卒業後3年以内の既卒者を採用した企業に助成金が出される等、現在の雇用政策にもつながっている。

“大学と職業との新しい接続のかたち”として、今後目指すべき方向は、①大学教育の職業的意義の向上、②大学で学んだ内容と求める人材像との適合性を重視した志望動機・採用基準に基づいて、かつ大学教育の概ねの課程を修了した段階で開始される就職・採用活動、③卒業後も求職活動や適職探索を行う余地が幅広く認められる初期職業キャリア、④専門性を重視した職業上の知識・技能に応じて正規雇

用・非正規雇用間で均衡した処遇がなされる労働市場、⑤必要に応じて何度でも学び直せるリカレント学習の拡大、⑥生活支援と職業訓練機会の付与、就職支援と一体となったセーフティネットの構築、と述べられている。大学教育の貢献度を高めつつ、公正で活力のある産業社会を創り出すことを期待しているものである。

5. 考察

キャリア教育は大きく3つに分類できると考えている。第一に「就職支援」、第二に「就業力のためのキャリア教育」、第三に「人間形成としてのキャリア教育」である。文章が思うように書けない学生に対して、履歴書に必要な200文字程の文章指導を行うことや、その内容について自分を振り返り、考えさせることも教育である。基礎教育で職業観を培い、専門教育の中で職業的意義を見出し学ぶことも教育である。一步踏み出し挑戦する気持ちや人と関わること、社会的自立に必要な基盤となる能力を身に付けさせることも教育である。

このようにキャリア教育は、その範囲が幅広く、発言する人の思いによって、どのような内容か、どのような方向性か、何のための教育なのか、誰に向けての教育なのか、多様性に富むものなのである。体系的なカリキュラムが求められる一方で、現場の教員は「課題を自分で探す力が最近の学生に足りない」と悩んでいるかもしれない。就職のためのグループディスカッションを練習させる一方で、授業中に積極的に手を挙げて質問する学生が少ないと嘆いているかもしれない。まず、キャリア教育を検討するにあたって、この幅の広い内容について、「何の目的のものなのか」を明確にすべきである。前述した3分類が全てではないが、この3つに分けて検討するだけでも大きく整理されるのである。

大学設置基準改正は、「学生の社会的・職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程を通じて培うことができるよう、大学内の組織・体制を整えるものとする」という内容である。第一に「教育課程を通じて」であること、第二に「組織・体制を整える」ものであること、そして第三に、培うべき「必要な能力」とは何であるのか、が重要である。大学が自主的・自律的に教育の内容と方法の改善に取り組むことを求めており、キャリア教育とは「教育改革」意味するのだと言われる根拠になっている。

「必要な能力」とは何であろうか。各大学の特色等に応じた多様な取り組みが推進されるように留意し、全学的な実施体制の下、学生の就業力育成に係る取り組みが展開される環境を整備することが求められるが、これは大学側の支援・教育の面であり、「必要な能力」の回答にはならない。実はこの点に関して、具体的な提示はなく、何が求められるか、各大学が検討するものと解釈される。キャリア教育・職業教育特別部会は、これを2区分して、「キャリア教育：社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通じて、キャリア発達を促す教育」とし、「職業教育：職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる教育」とした。職業に必要な知識には基礎と専門がある。また、キャリア発達も生涯を通じて培われるものである。つまり、大学における教養教育と専門教育に区分することはできない。しかし、例えば本学において、21世紀教育（教養教育）の中にキャリア発達を促す教育を準備し、学部の専門教育の中に日本学術会議が求める「大学教育の職業的意義の向上」を含むことは検討すべき課題ではないかと思う。専門教育には必ず学術的な面の他、職業的な意義も含まれるはずである。これを学生によりわかりやすく伝え、考えさせるのである。

就職支援や幅広いキャリア教育の内容について3分類したが、特に「就業力の育成」がキーワードになると考えている。就職支援を通じての教育や人間形成のための教育も重要だが、就業力として、職業観の涵養や働く意識形成、基礎能力・専門能力の育成を通じた、「社会的・職業的自立を図るために必要な能力」を考え、教養教育と専門教育の中に適切な体制を位置づけることが検討すべき課題である。就業力育成の概念も多様だが、まずはさらに幅広い「キャリア教育」から“大学に求められる”ものを絞

り込むべきである。就業力とは、もちろん単に卒業時点の就職を目指すものではなく、学生が社会的・職業的自立を図るためのものである。

6. まとめ

大学に求められるキャリア教育とは何か。具体的な内容が義務付けられているものではない。各大学の特色等に応じた多様な取組みが推進されているものだという理解では足りない。「社会的・職業的自立に関する指導等」が大学設置基準に位置づけられる（平成23年4月1日施行）意味は大きいですが、改正に振り回されるのではなく、その理念にある「学生の持続的な就業力育成を目指し、豊かな人間形成と人生設計に資する」ものであることが重要である。その内容も各大学自身が考えるべきものとされている。各大学が教育全体の見直しと、育成を図る能力の明確化、適切な体制の整備を進めていくことが必要とされているのである。

大学の教育方針を踏まえ、キャリア教育の方針を明確にし、教職員の理解の共有を図った上で、学生一人一人の状況にも留意しながら、全学で体系的・総合的にキャリア教育を展開することが求められている。

参考文献

- 1) 文部科学省 中央教育審議会大学分科会質保証システム部会「大学における社会的・職業的自立に関する指導等（キャリアガイダンス）の実施について（審議経過概要）、平成21年12月15日。
- 2) 文部科学省 中央教育審議会キャリア教育・職業教育特別部会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（第二次審議経過報告）、平成22年5月17日。
- 3) 日本学術会議「大学教育の分野別質保証の在り方について」回答、平成22年7月22日。